

# 今治市の障がい者福祉



## ◆ 市 役 所 窓 口 ◆

今治市 障がい福祉課 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1				
電話：0898-36-1527（直通） FAX：0898-32-5267（直通）				
支 所	担当課	住 所	電話番号	FAX 番号
朝倉支所	住民サービス課	799-1692 朝倉北甲 397 番地	0898-56-2500	0898-56-3513
玉川支所	住民サービス課	794-0192 玉川町三反地甲 10 番地 1	0898-55-2211	0898-55-3123
波方支所	住民サービス課	799-2192 波方町樋口甲 250 番地	0898-41-7111	0898-41-5562
大西支所	住民サービス課	799-2292 大西町宮脇甲 506 番地 1	0898-53-3500	0898-53-4835
菊間支所	住民サービス課	799-2392 菊間町浜 840 番地	0898-54-3450	0898-54-5254
吉海支所	住民サービス課	794-2192 吉海町八幡 137 番地	0897-84-2111	0897-84-2115
宮窪支所	住民サービス課	794-2292 宮窪町宮窪 2668 番地	0897-86-2500	0897-86-3828
伯方支所	住民サービス課	794-2302 伯方町叶浦甲 1668 番地 34	0897-72-1500	0897-72-2838
上浦支所	住民サービス課	794-1492 上浦町井口 6605 番地	0897-87-3000	0897-87-2237
大三島支所	住民サービス課	794-1392 大三島町宮浦 5708 番地	0897-82-0500	0897-82-0661
関前支所	住民サービス課	794-1192 関前岡村甲 732 番地	0897-88-2111	0897-88-2350

# もくじ

## ■ 手帳等

○ 身体障害者手帳	1
○ 療育手帳	1
○ 精神障害者保健福祉手帳	2
○ 難病患者等	2

## ■ 年金・手当

○ 障害基礎年金	3
○ 特別障害給付金	3
○ 障害厚生年金	3
○ 特別障害者手当	4
○ 障害児福祉手当	4
○ 経過措置の福祉手当	4
○ 特別児童扶養手当	5
○ 心身障害者扶養共済制度	5
○ 心身障害者（児）福祉年金	5

## ■ 医療

○ 重度心身障害者医療費助成	6
○ 後期高齢者医療	6
○ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）	7

## ■ 税金・公共料金

○ 各種税制度	8
○ 各種の交通運賃の割引	9
○ NHK 放送受信料の減免	10
○ 携帯電話基本使用料等の割引	10
○ 無料電話番号案内	11
○ 駐車禁止規制の適用除外	11
○ パーキングパーミット制度	11
○ 郵便による不在者投票	11
○ 公共施設の割引（今治市内）	12

## ■ 給付・助成・補助

○ 補装具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	12
○ 日常生活用具の給付	13
○ 住宅改修費の給付	14
○ 身体障害者自動車運転免許取得費補助金	14
○ 身体障害者用自動車改造費・介助用自動車購入等助成事業補助金	15
○ しまなみの子どもを育む交通費助成	15
○ 腎臓機能障害者宿泊施設利用補助金	16
○ 福祉電話の貸与	16
○ NET119 緊急通報システム	16
○ 電話リレーサービス利用料助成	16

## ■ 支援・介助・派遣

○ 障害福祉サービス	17
○ 障害児通所支援	18
○ レスパイトサービス・医療的ケア児在宅レスパイトサービス	19
○ 移動支援	19
○ 重度障がい者（児）タクシー利用助成	19
○ 安否確認サービス	20
○ 訪問入浴サービス	20
○ 手話通訳者派遣	20
○ 要約筆記者派遣	20
○ 点字・声の広報等発行	21
○ 生活福祉資金貸付	21

## ■ 権利擁護

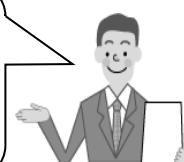
○ 福祉サービス利用援助事業	21
○ 成年後見制度	21

## ■ 相談窓口

## ■ 身体障害者障害程度等級表

## ■ 障害者総合支援法対象疾病一覧

この冊子は、今治市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方々が利用できるサービスの内容を令和7年4月1日現在でまとめたものです。サービスを利用する際の手続きや持参していただくものなどを可能な限り記載しておりますので、ご活用ください。なお、サービス内容等は、その都度変更される場合がありますので、詳細は市役所障がい福祉関係窓口、または相談支援事業所にお問い合わせください。



## 手帳等

### ◆身体障害者手帳◆

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められる場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。手帳は各種の支援を受けるために必要なものです。

障害の程度により1～6級に分かれています。（等級表は25～28ページに掲載しています。）

#### ■障害の内容

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能障害）、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、ウイルス免疫、肝臓）

項目	ご用意いただくもの
新規交付・等級変更の申請 ※申請後約1～2か月で交付されます	・身体障害者手帳交付申請書 ※ ・身体障害者診断書・意見書（指定医の診断を受けたもの）※ ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの） ・認印 ・マイナンバーが確認できる書類
再交付申請（紛失・破損等） ※申請後約3週間で交付されます	・身体障害者手帳再交付申請書 ※ ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの） ・認印 ・マイナンバーが確認できる書類
変更届（住所・氏名等）	・身体障害者居住地・氏名変更届 ※ ・手帳 ・認印 ・マイナンバーが確認できる書類
返還届（死亡・治癒等）	・身体障害者手帳返還届 ※ ・手帳 ・認印 ・マイナンバーが確認できる書類

※申請書、診断書等の様式は窓口にてお渡ししております。また、申請書は市役所障がい福祉課ホームページにて、診断書は愛媛県ホームページにてダウンロードが可能です。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆療育手帳◆

知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスや援助措置を受けやすくすることを目的とするもので、愛媛県福祉総合支援センターとの面談等を経て、知的障がいと判定された方に交付されます。

判定は、知的能力の程度と介護の必要度から総合的に行われます。障害の程度によって重度の「A」とそれ以外の「B」に区分されています。

項目	ご用意いただくもの
新規交付申請	・療育手帳交付申請書 ※ ・療育手帳交付（確認）申請調書 ※ ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの） ・マイナンバーが確認できる書類
障害程度確認の申請 ※手帳記載の「次の判定年月」に程度の確認を行います。	・療育手帳程度確認申請書 ※ ・療育手帳交付（確認）申請調書 ※ ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの） ・手帳 ・マイナンバーが確認できる書類
再交付の申請 ※申請後約1か月で交付されます	・療育手帳再交付申請書 ※ ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの） ・マイナンバーが確認できる書類

記載事項の変更（住所・氏名等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳記載事項変更届 ※</li> <li>手帳 ・ マイナンバーが確認できる書類</li> </ul>
返還届（死亡等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳返還届 ※</li> <li>手帳 ・ マイナンバーが確認できる書類</li> </ul>

※申請書、申請調書等の様式は窓口にてお渡ししております。また、市役所障がい福祉課ホームページにてダウンロードが可能です。

■問い合わせ先：本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神障がいのため、日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。障害の程度により1～3級に区分されています。

項目	ご用意いただくもの
新規交付の申請 ※申請後約2か月で交付されます	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳交付申請書 ※</li> <li>医師の診断書（手帳用のもの）※ または 障害年金（精神障がい）の年金証書等（支払通知書可）の写し</li> <li>同意書（年金証書等の写しで申請するとき）※</li> <li>写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽上半身・真正面・写真店等でプリントしたもの）</li> <li>マイナンバーが確認できる書類</li> </ul>
更新申請 ※ 2年ごとの更新が必要です ※ 3か月前から申請ができます	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳交付申請書 ※</li> <li>医師の診断書（手帳用のもの）※ または 障害年金（精神障がい）の年金証書等（支払通知書可）の写し</li> <li>同意書（年金証書等の写しで申請するとき）※</li> <li>手帳</li> <li>マイナンバーが確認できる書類</li> </ul>
記載事項の変更（住所・氏名等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳</li> </ul>
返還届（死亡・治癒等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳</li> </ul>

※申請書、同意書、診断書等の様式は窓口にてお渡ししております。また、申請書、同意書は市役所障がい福祉課ホームページにて、診断書は愛媛県ホームページにてダウンロードが可能です。

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆難病患者等◆

平成25年4月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行に伴い、障がいの範囲に難病等の方が加わりました。

難病等による障がいのある方は、身体障害者手帳等の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス、相談支援、補装具費支給制度及び地域生活支援事業を利用できます。また、障がい児についてはそれらに加えて、障害児通所支援及び障害児入所支援を利用できます。具体的には、各種サービス等の項目をご参照ください。

■対象疾患

348疾病（対象疾病一覧を28ページ目以降に掲載しています。）

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## 年金・手当

### ◆障害基礎年金◆

#### ■対象

- ①国民年金加入者で、初診日の前日において、障がいの原因となった傷病の初診の月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の2/3以上ある方、又は、直近の1年間に滞納のない方
- ②20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた方が、障がいの状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障がいの状態となったとき

#### ■年金額

- 1級 昭和31年4月2日以後生まれ…1,039,625円（月額86,635円）（令和7年4月現在）  
昭和31年4月1日以前生まれ…1,036,625円（月額86,385円）（令和7年4月現在）
- 2級 昭和31年4月2日以後生まれ… 831,700円（月額69,308円）（令和7年4月現在）  
昭和31年4月1日以前生まれ… 829,300円（月額69,108円）（令和7年4月現在）

なお、受給権者に生計を維持されている子が18歳に達する年度末まで（障がいのある場合は20歳未満）1人につき239,300円（3人目から79,800円）が加算されます。1、2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

#### ■問い合わせ先

本庁保険年金課 電話：0898-36-1520 または各支所住民サービス課

### ◆特別障害給付金◆

- ①昭和61年3月以前に被用者年金制度等（厚生年金、共済組合等）に加入していた者の配偶者
- ②平成3年3月以前の学生

上記①または②に該当し、当時国民年金に任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の受給該当程度の障がいの状態にある方に給付されます。なお、障害年金などを受給することができる方は対象になりません。

#### ■支給額

- 1級：月額56,850円(令和7年4月現在)  
2級：月額45,480円(令和7年4月現在)

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定され、所得制限があります。老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その支給額相当は支給されません。1、2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

#### ■問い合わせ先

今治年金事務所 電話：0898-32-6141

### ◆障害厚生年金◆

#### ■受給要件

厚生年金加入期間中に初めて医師の診断を受けた傷病による障がいであること（ただし、障害基礎年金の納付要件を満たしている方）

#### ■問い合わせ先

請求書提出時に厚生年金加入中の方は、勤めている事業所を管轄する年金事務所。それ以外の方の請求及び相談は最寄りの年金事務所。今治年金事務所 電話：0898-32-6141

## ◆特別障害者手当◆

精神または身体に、重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする(※)在宅の20歳以上の方に対して支給されます。認定は、医師の認定診断書及び市の面接調査表による嘱託医の審査結果に基づき認定します。

※「常時特別の介護を必要とする」とは・・・

寝たきりなど長期にわたる安静を必要とする病状で、立ち上がることができない、手・腕が動かせない、目が見えにくい、耳が聞こえにくいなどの生活困難（障がい）が2種類以上重複している程度のことをいいます。詳細は、窓口にお問い合わせください。

※ 障がいの状況によっては医師の審査により該当しないことがあります。

■手当額 月額29,590円（令和7年4月現在）

### ■支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ・施設に入所しているとき。
- ・病院、診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき。
- ・本人・配偶者・扶養義務者の前年分の所得が基準額を超えるとき。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課



## ◆障害児福祉手当◆

精神または身体に障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に対して支給されます。認定は、医師の認定診断書及び市の面接調査表による嘱託医の審査結果に基づき認定します。※ 障がいの状況によっては医師の審査により該当しないことがあります。

■手当額 月額16,100円（令和7年4月現在）

### ■支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ・施設に入所しているとき。
- ・障がい児本人が障がいを理由とする公的年金を受けているとき。
- ・本人・配偶者・扶養義務者の前年分の所得が基準額を超えるとき。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆経過措置の福祉手当◆

昭和61年3月31日現在、改正前の福祉手当を受けていた方で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給されない20歳以上の方に対して支給されています。（新規の認定はありません。）

■手当額 月額16,100円（令和7年4月現在）

### ■支給制限

下記に該当する場合には支給されません。

- ・施設に入所しているとき。
- ・障がい者本人が障がいを理由とする公的年金を受けているとき。
- ・本人・配偶者・扶養義務者の前年分の所得が基準額を超えるとき。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課



### ◆特別児童扶養手当◆

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

※ 障がいの状況によっては医師の審査により該当しないことがあります。

#### ■手当額

1級（重度） 月額56,800円（令和7年4月現在）

2級（中度） 月額37,830円（令和7年4月現在）

#### ■支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

①申請者および同一世帯にある扶養義務者等の所得が基準額以上のとき。

②児童が児童（社会）福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設・保育所・児童発達支援センター等を除く）。

③児童の障がいを支給理由とする公的年金を受けているとき。

#### ■問い合わせ先

こども未来課 電話：0898-36-1529 または各支所住民サービス課

### ◆心身障害者扶養共済制度◆

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に対して、終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障がいのある方1人につき2口まで加入できます。

#### ■年金の支給

加入者が死亡または重度障がい状態に該当していると認められたときは、その月から障がい者に対し、生涯にわたって年金が支給されます。支給額は、1口加入の方は月額2万円（年額24万円）、2口加入の方は月額4万円（年額48万円）となります。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆心身障害者（児）福祉年金◆

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、毎年9月1日現在において、今治市住民基本台帳に記載されている方に支給されます。

#### ■福祉年金の額

年 額	区分	身体障がい者（児）	知的障がい者（児）	精神障がい者（児）	支給日
8,000円	1級	A	A	1級	11月下旬
	2級			2級	
6,000円	3級	B	B	3級	
	4級				
	5級				
	6級				

※2つ以上の手帳を交付されている方は、高い方の金額を支給します。（重複支給なし）

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課



## 医療

### ◆重度心身障害者医療費助成◆

重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費が助成されます。助成を受けるためには、受給者証の交付申請が必要です。

#### ■対象

次のいずれかの手帳の交付を受けている方が対象となります

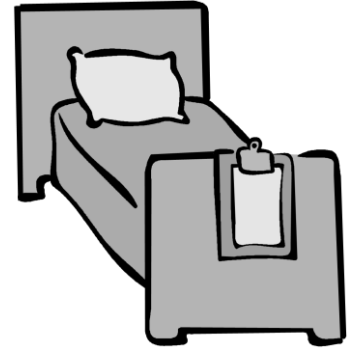
- ・身体障害者手帳 1・2級
- ・療育手帳 A・B<sup>㊦</sup>

#### ■申請に必要なもの

- ・健康保険の資格がわかるもの（資格確認書等）
- ・交付を受けている手帳

#### ■問い合わせ先

本庁保険年金課 電話：0898-36-1520 または各支所住民サービス課



### ◆後期高齢者医療◆

通常、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになりますが、65歳以上で一定の障がいがある方は、本人の申請により加入資格を取得することができます。（障害認定）

#### ■対象

- ・満75歳以上の方（通常）
- ・65歳以上で次のいずれかに該当する方（障害認定）
  - ①身体障害者手帳1～3級及び4級の一部に該当する方
  - ②療育手帳Aを所持している方
  - ③精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している方
  - ④障害年金1、2級を受給している方

#### ■問い合わせ先

本庁保険年金課 電話：0898-36-1520 または各支所住民サービス課

## ◆自立支援医療◆

### 【更生医療】

身体障がい者の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付する制度で医療保険の自己負担の一部を公費で負担します。ただし、所得によって対象とならない場合もあります。

#### ■対象

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方

#### ■給付内容

じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植及びこれに伴う医療（血液透析、じん臓移植術、CAPDなど）
心臓機能障害	心臓疾患に対する手術及びこれに伴う医療（弁口、心室心房中隔欠損に対する手術、人工弁設置手術、ペースメーカー植込み手術など）※内科的治療のみは除く
肢体不自由	整形外科的治療と医学的リハビリテーション、神経外科的治療や形成外科的治療（関節の授動術、関節形成術、人工関節置換術、義肢装着のための切断端形成術など）
視覚障害	永続する視覚障がいに対する効果的手段となるもの（白内障手術、角膜移植手術など）
聴覚障害	耳介の変形、外耳道狭窄に対する形成術、人工内耳など
音声・言語・そしゃく機能障害	唇顎口蓋裂の歯科矯正、精神的ショック等により生じた機能的言語障害の薬物、暗示療法など
小腸機能障害	中心静脈栄養法及びこれに伴う医療費など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法など
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法など

※その他にも対象となる医療がありますので、ご相談ください。

#### ■自己負担

原則1割の定率負担。また、所得により負担上限月額が設定されています。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### 【育成医療】

育成医療は、身体の機能に障がいがある児童もしくは機能障害を招くおそれのある児童（18歳未満）で、適切な医療を行うことにより、障がいの治癒もしくは軽減を図ることができる場合、その治療にかかった費用の一部を助成します。ただし、所得によって対象とならない場合もあります。

#### ■対象

- 1 視覚障害
- 2 聴覚・平衡機能障害
- 3 音声・言語、そしゃく機能障害
- 4 肢体不自由
- 5 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓機能障害
- 6 先天性の内臓機能障害（5を除く）
- 7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

※ただし、内臓の機能障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限り、いわゆる内科的治療は除きます。

（内科的治療については、小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となる場合があります。）

#### ■自己負担

原則1割の定率負担。また、所得により負担上限月額が設定されています。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課



【精神通院】

精神疾患（てんかんや発達障がい等を含みます）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。ただし、所得によって対象とならない場合もあります。

■対象

精神疾患を理由として通院している方（入院に係る費用は対象外）

■自己負担

原則1割の定率負担。また、所得により負担上限月額が設定されています。

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

税金・公共料金

◆各種税制度◆

【所得税・住民税】

障害者控除	本人または控除対象配偶者若しくは扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級の場合
特別障害者控除 同居特別障害者扶養控除等	本人または控除対象配偶者若しくは扶養親族が身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の場合

■問い合わせ先

税務署、勤務先、市役所市民税課に手帳を呈示するなどして申告してください。

【自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）】

障がいのある方が所有し使用する軽自動車・普通自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって各種税金の減免を受けることができます。生計同一者が運転する場合は、通院・通学等の使用回数が月4回に満たない場合は減免できません。なお、構造上障がい者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車については、手帳等の要件は設定されておりません。



■対象

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳の交付を受けている方）

障害の区分		本人が運転する場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害		1級～4級	
聴覚障害		2級・3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害（喉頭摘出のみ）		3級	—
上肢不自由		1級及び2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸の機能障害)		1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝機能障害		1級～3級	

(2) 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）

療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）

精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方

※(1)の18歳未満の方、(2)・(3)の方の場合、生計同一者が所有する自動車も減免対象。

■問い合わせ先

自動車税種別割	東予地方局課税課	電話 0897-56-1300 (代)
	東予地方局今治支局税務室	電話 0898-23-2500 (代)
軽自動車税種別割	市役所市民税課	電話 0898-36-1510
環境性能割	中予地方局課税課	電話 089-957-6621

【相続税】

法定相続人である障がい者が相続により財産を取得した場合に税額控除を受けることができます。

■問い合わせ先

今治税務署 電話：0898-32-6100

【贈与税】

特別障害者は一定の信託受益権の価格のうち、6,000万円まで非課税となります。

■問い合わせ先

今治税務署 電話：0898-32-6100

◆各種の交通運賃の割引◆

福祉の措置	内容	割引額	申込	備考
JR運賃の割引	第1種身体・※精神・知的障がい者が介護者とともに乗車する場合は、普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券が対象。	・本人と介護人 50%引	J R 各 駅	※運賃割引における障害者区分(第1種・第2種)は、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載  利用の際は、身体障害者手帳または療育手帳・※精神障害者保健福祉手帳を呈示
	第2種身体・※精神・知的障がい児・(12歳未満に限る)が介護者とともに乗車する場合は、定期乗車券のみ対象(小児定期は割引適用不可)。			
	R7.4.1～精神障害者割引制度開始。(顔写真が貼られ、「第1種」「第2種」の記載がある手帳の提示が必要です。(下記※をご参照ください。)	・本人のみ 50%引		
	男性60歳以上、女性55歳以上の身体障がい者が「ジパング倶楽部」に入会することによりJR各線を利用して片道、往復または連続で201km以上の旅行をする場合、年間20回に限り2～3割引となる。特急券(新幹線「のぞみ」・「みずほ」は利用不可)、急行券、グリーン券、座席指定券が対象。	・新規入会者 1～3回まで2割引 4～20回まで3割引 ・更新者1～20回まで 3割引	(財)愛媛県身体障害者団体連合会	年末年始やお盆など利用できない期間がある。 ジパング倶楽部の新規申込みには身体障害者手帳のコピーと年会費(1,400円)が必要
航空運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳または※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介護者1名	各航空会社によって異なる	各事業者	各種障害者手帳を呈示

バス・電車運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳または※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（介護者への割引適用範囲については事業者により異なる）	50%引	各事業者	各種障害者手帳を呈示※詳細は各事業者へ
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳または※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	10%（本人乗車の場合）	各事業者	各種障害者手帳を呈示
有料道路通行料金割引	障がい者本人またはその親族等が所有する自動車で、身体障がい者が自ら運転する場合。 及び重度の身体障がい者・知的障がい者が乗車し、介護者が運転する場合。 R5.3.27～自動車の登録なしで申請が可能。また、代車・タクシーなども利用可能。 ※車検証の所有者は個人名義が原則。	50%引	市役所	車両番号・有効期限の記載されたシールを貼り付けた手帳を呈示。 ETC利用の場合事前に申込みが必要。
船舶運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳または※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介護者（1名）が利用するとき。	対象となる方、割引率、割引対象船室などについては会社により異なる	各事業者	詳細は事業者にお問い合わせ

※令和7年4月以降、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に「第1種」・「第2種」の標記をした手帳が発行され、JR運賃等の割引が適用されます。顔写真の貼られていない手帳は割引対象外）割引を受けるため手帳更新前に記載を希望する方は、精神障害者保健福祉手帳をご持参の上、窓口にお申し出ください。お手持ちの手帳に「第1種」又は「第2種」のスタンプを押印し、お渡しします。割引条件等の詳細は各事業者へお問い合わせください。

#### ◆NHK放送受信料の減免◆

手帳の交付を受けている方で、障がい内容や所得状況により、NHK放送受信料が減免されます。

#### ■対象と割引の内容

区分	半額免除 （障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合）	全額免除 （障がい者の方を世帯構成員に有する場合）
身体障害	・視覚・聴覚障がい者 ・上記以外の重度（1、2級）身体障がい者	手帳の種類や級に関わらず 世帯構成員全員が市民税非課税
知的障害	重度（A）の知的障がい者	
精神障害	重度（1級）の精神障がい者	

#### ■問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンターナビダイヤル 電話：0570-077-077 FAX：03-5453-4000

※住所の変更など契約内容に変更が生じた場合は、契約者において直接上記までご連絡ください。

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

#### ◆携帯電話基本使用料等の割引◆

障がい者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。

## ■対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

## ■問い合わせ先

それぞれの携帯電話会社

### ◆無料電話番号案内◆

身体障害者手帳（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動障害２級以上の方と視覚障がい者に限る）、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、番号案内を無料にする「ふれあい」案内が提供されています。ご利用には、事前に登録が必要です。

■問い合わせ先 NTT NTTふれあい案内担当フリーダイヤル 0120-104174(全国共通)

### ◆駐車禁止規制の適用除外◆

障がいがあり、歩行が困難な人が使用中の車両について駐車禁止規制の適用が除外されます。

## ■問い合わせ先

○今治警察署 電話：0898-34-0110（代） ○伯方警察署 電話：0897-72-0110（代）

### ◆パーキングパーミット制度◆

パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊娠婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

## ■交付対象者と有効期間

次の表に該当する方が対象です。ただし、障がいの区分や等級により対象とならない場合がありますので、詳しくは県HPを御覧いただくか、個別にお問い合わせください。

交付対象者（※歩行が困難な方）		有効期間
身体障がい、知的障がいあるいは精神障がいのある方		5年間
要介護認定を受けた高齢者または難病患者等		
一時的に歩行が困難	妊娠婦の方	産前7か月～産後1年間
	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長18ヶ月)

## ■利用できる場所

公共施設、ショッピングセンターや病院など、パーキングパーミット制度にご協力をいただける施設（駐車場にステッカーや看板などの案内表示があります）で利用できます。

また、令和5年12月現在、この制度を導入している42府県において相互利用が出来ます。

【相互利用府県】※愛媛県交付のパーキングパーミットを他の41府県の協力施設で使うことができます。

岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 千葉 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡  
三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 香川 徳島 高知 福岡 佐賀  
長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課、介護保険課、健康推進課 または各支所住民サービス課

### ◆郵便による不在者投票◆

両下肢、体幹、移動機能に障がい（2級以上）、内臓機能に障がい（3級以上）、免疫に障がい（3級以上）のある障がい者は郵便による不在者投票が可能です。投票する場合は、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要

があります。また、上肢、視覚の1級障がい者の方は代理記載が可能です。

■問い合わせ先

今治市選挙管理委員会事務局 電話：0898-36-1590

◆公共施設の割引（今治市内）◆

障がい者及びその介護者（障がい者1人につき1人に限る）が次の公共施設を利用する際に障害者手帳を提示することで、個人の観覧料が無料になります。

■対象施設

今治城、今治市河野美術館、今治市玉川近代美術館、今治市大三島美術館（本館及び別館）、今治市伊東豊雄建築ミュージアム、ところミュージアム大三島、今治市岩田健母と子のミュージアム、今治市村上海賊ミュージアム、今治市大西藤山歴史資料館、今治市吉海郷土文化センター、今治市上浦歴史民俗資料館、かわら館（瓦のふるさと公園）

※その他にも利用料が割引となる公共施設もありますので、各施設へお問い合わせください。

給付・助成・補助

◆補装具費の給付（購入、修理及び借受け）◆

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等の方に、障がいの内容や程度に応じて、車いすや義肢、眼鏡や補聴器などの補装具の購入、修理及び借受けにかかる費用について、補装具費の支給を行います。必ず事前に申請してください。申請前に、購入された場合は、対象になりません。

※平成30年4月から一部の補装具について、借受けが導入されました。

■対象

身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等の方

※ただし、障がい者本人またはその世帯に市民税所得割の課税額が46万円を超える方がいる場合は、支給の対象となりません。

■補装具の種類

障害種別	補 装 具
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（1本つえを除く）、重度障害者意思伝達装置
肢体不自由（児童のみ）	座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具
心臓機能障害・呼吸機能障害	歩行器、歩行補助つえ（1本つえを除く）、電動車いす
難病等	車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者意思伝達装置、靴型装具等

※補装具の給付は、障がいの程度によって異なり、補装具にはそれぞれ給付の限度となる金額が定められています。

■意見書・処方箋、判定交付

補装具の種類によっては、医師の意見書・処方箋や愛媛県福祉総合支援センターの判定が必要です。

■自己負担

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

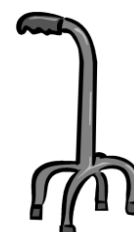
※平成22年4月から市民税非課税世帯の方は自己負担が無料になりました。

■介護保険や労災保険との調整

身体障害者手帳の交付を受けた方であっても介護保険対象者（65歳以上の方、または40歳から64歳までの16種類の疾病（脳血管疾患等）に該当する方）や労災保険対象者は、各々の保険で支給または貸与される補装具が優先されます。

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課



### ◆軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成◆

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対する助成を行います。必ず事前に申請してください。申請前に、購入された場合は、対象になりません。

#### ■対象

原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の18歳未満の方

※ただし、世帯に市民税所得割の課税額が46万円を超える方がいる場合は、支給の対象となりません。

#### ■助成対象

新規及び更新時の補聴器（本体及び付属品（電池・イヤモールド））

※修理、イヤモールドの交換等は、助成対象外です。

#### ■助成率

助成基準額の2/3（円未満切捨て）

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆日常生活用具の給付◆

障がい者及び障がい児に対し、円滑に日常生活が送れるように必要な用具を給付します。必ず事前に申請してください。申請前に、購入された場合は、対象になりません。

#### ■対象

障がい者及び障がい児で、主に1・2級の身体障害者手帳及び重度の療育手帳の交付を受けた方。用具によっては3級以下でも給付可能なものもあります。

※ただし、障がい者本人またはその世帯に市民税所得割の課税額が46万円を超える方がいる場合は、支給の対象となりません。



#### ■日常生活用具の種目

障害種別	日常生活用具
視覚障害	視覚障がい者用ポータブルレコーダ、盲人用時計、点字タイプライター、盲人用音声式体温計、盲人用音声式血圧計、盲人用体重計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字図書、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、点字器、電磁調理器、情報・通信支援用具、地上デジタル放送対応ラジオ等
視覚障害2級以上 かつ聴覚障害2級	点字ディスプレイ
聴覚障害	聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工内耳用音声信号処理装置（購入）、人工内耳用電池等
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
肢体不自由（上肢）	特殊便器、携帯用会話補助装置、T字状・棒状のつえ、情報・通信支援用具
肢体不自由（下肢・体幹）	特殊尿器、特殊マット、便器、手すり（便器に手すりをつけた場合）、入浴担架、体位変換器、特殊寝台、訓練用ベッド、訓練いす、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、携帯用会話補助装置、T字状・棒状のつえ
ぼうこう・直腸機能障害	ストマ用装具、紙おむつ等
じん臓機能障害	透析液加温器



呼吸機能障害	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、非常用電源装置（人工呼吸器、吸入器、電気式たん吸引器用）
療育手帳 A	特殊マット、特殊便器、電磁調理器
障害等級2級以上 または療育手帳A	火災報知器、自動消火器
身体障害者手帳所持者 または療育手帳A	頭部保護帽
排尿障害	収尿器
難病等	便器、手すり（便器に手すりをつけた場合）、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

#### ■自己負担

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

※平成22年4月から市民税非課税世帯の方は自己負担が無料になりました。

#### ■介護保険との調整

障害者手帳の交付を受けた方であっても介護保険対象者（65歳以上の方、または40歳から64歳までの16種類の疾病（脳血管疾患等）に該当する方）は、介護保険で福祉用具の貸与または購入費の支給を受けることが優先されます。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆住宅改修費の給付◆

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者（児）の方に、住宅改修費の給付を行います。

#### ■対象

下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する身体障がい者及び学齢児以上の身体障がい児であって障害程度等級3級以上の方、特殊便器への取替えについては肢体不自由上肢障害2級以上の方

#### ■内容

住宅改修の範囲は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、和式から洋式への便器の取り替えなどです。

住宅改修費の給付は原則1回とし、上限額は20万円で、自己負担は原則1割になります。

※平成22年4月から市民税非課税世帯の方は自己負担が無料になりました。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆身体障害者自動車運転免許取得費補助金◆

身体障がい者の方の自立更生を図るため、身体障がい者の方が自動車運転免許を取得するために必要な経費に対し、身体障害者運転免許取得費補助金を交付します。 ※免許取得後6か月以内に申請してください。

#### ■対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・道路交通法による自動車運転免許（第1種普通免許に限る）を取得した方

#### ■内容

運転免許取得のために要した経費を補助の対象とし、補助率は3分の2とし、10万円（千円未満は切捨て）を限度とします。

#### ■問い合わせ先



### ◆身体障害者用自動車改造費補助金◆

重度の身体障がい者の方が就労等に伴い、自動車を取得し、その自動車の改造を行う場合に要する経費の一部を補助します。

#### ■対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢、下肢または体幹機能障害２級以上の方
- ・前年の所得が特別障害者手当制度で用いている所得制限を超えない世帯に属すること
- ・社会参加のために、自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする方

#### ■内容

自動車の走行及び駆動装置等の一部を改造するために要する経費を補助の対象とし、10万円（千円未満は切り捨て）を限度とします。

自動車は障がい者の方の名義の車で、改造する前に申請してください。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆重度身体障がい者用介助用自動車購入等補助金◆

車椅子を使用する在宅の重度の身体障がい者が、移動に際し必要とする自動車をリフト付き等に改造する費用、または既に改造された自動車を新規に購入する経費に対しその経費の一部を補助します。

#### ■対象

- ・市内に居住する者で、身体障害者手帳を所持し、下肢2級以上または体幹機能障害3級以上の方移動に際し車いすを使用している者。
- ・上記に掲げる者の介助者であって、市内に住所を有する者。ただし、法人を除く。

#### ■内容

・障がい者が容易に乗降できるように補助対象者名義の自動車を改造するために要する経費、または既に改造された自動車（新車）を購入する経費であって、改造のない同型車両購入費の差額部分

- ・対象経費以内で、10万円を限度とする。（千円未満切り捨て）

※改造・購入前に事前に申請が必要です。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

### ◆しまなみの子どもを育む交通費助成◆

今治市島しょ部に住所を有する方の児童が、愛媛県内の障害児通所支援事業所へ通所した場合、交通費の一部を助成します。

#### ■対象

- ・島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されている方
- ・有料道路の障がい者割引制度の対象外の方
- ・交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていないこと

#### ■内容

島しょ部を発着するしまなみ海道通行料及び関前を発着する船舶乗船料の一部を補助

#### ■問い合わせ先

- ・しまなみ振興課 電話 0897-72-8772
- ・本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆腎臓機能障害者宿泊施設利用補助金◆

台風等による西瀬戸自動車道等の通行止めが予想される場合に、今治市島しょ部に住所を有する腎臓機能障がい者が人工透析療法を受けるため事前に橋梁を渡り、今治市等の宿泊施設を利用した場合の宿泊費を補助します。（台風等による通行止めが予想される場合とは、医療機関で人工透析療法を受ける前日までに道路管理者により通行止めの可能性情報が発表されている場合をいいます。）

### ■内容

宿泊費を補助の対象とし、補助率は3分の2。4,600円を限度とします。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆福祉電話の貸与◆

外出困難な在宅の重度障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡手段として必要があると認める方に福祉電話を貸与します。基本料金、設置及び撤去に要する費用を市が負担します。（それ以外の費用は貸与を受けた方の負担）

### ■対象

現に電話を保有しない低所得世帯（市民税非課税世帯）に属する重度身体障がい者（1、2級）

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆NET 1 1 9 緊急通報システム◆

音声で通報できない方が携帯電話の操作により、消防署へ火災や救急要請の通報をするシステムです。

### ■対象

今治市内にお住まいの聴覚・音声・言語に障がいのある方

### ■必要な物

- ・使用する携帯電話・スマートフォン・パソコン（※）
- ・身分証明書（身体障害者手帳、運転免許証など）

※インターネット接続契約が必要です。

### ■問い合わせ先

（登録について）本庁障がい福祉課

（通報システムについて）消防本部通信指令課 電話：0898-32-2773 FAX：0898-32-0119



## ◆電話リレーサービス利用料助成◆

聴覚、音声、言語に障がいがある方の意思疎通及び社会参加を支援するため、電話リレーサービスの利用料の一部を助成します。

### ■対象

今治市内にお住まいの電話リレーサービスの利用者登録をしている聴覚・音声・言語に障がいのある方

### ■内容

毎月の利用料に対して500円を限度として助成します。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## 支援・介助・派遣

### ◆障害福祉サービス◆

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等の方を対象とした、施設入所・通所、ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム等の利用方法は、障害者総合支援法で定められています。

#### ■利用できるサービス

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつまたは食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護</li> <li>・家事援助</li> <li>・通院等介助（身体介護を伴う、身体介護を伴わない）</li> </ul>
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、入院又は施設等に入所している障がい者に対して、意思疎通の支援等を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護が必要な方で、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います
	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います
	生活介護	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います
	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します
	施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います
	就労移行支援	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方の居宅を定期的に訪問し、生活状況等の確認をして必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います
	共同生活援助	地域において、共同生活を営むべき住居で入浴、排せつ、食事の介護等または相談その他の日常生活上の援助を行います

■利用者負担額

自己負担は原則 1 割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

■介護保険との調整

障害者手帳の交付を受けた方であっても介護保険対象者（65 歳以上の方、または、40 歳から 64 歳までの 16 種類の疾病（脳血管疾患等）に該当する方）は、介護保険が優先されます。

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

◆障害児通所支援◆

障がいのある児童や療育の必要性のある児童を対象に、年齢に応じて専門的な支援を行います。

	サービス名	サービス内容
障害児通所給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態またはそれに準ずる状態であるため、外出することが著しく困難な児童生徒に、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のための訓練等を行います
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います

■利用者負担額

自己負担は原則 1 割です。ただし、対象となる児童の保護者の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆レスパイトサービス◆

在宅の障がい者及び障がい児の介護者の地域生活を支援するため、介護者の疾病、冠婚葬祭等により、介護が困難となった場合、介護者に代わって、一時的に障がい者を保護します。

### ■対象

今治市内にお住まいで在宅の障がい者及び障がい児

### ■利用者負担額

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆医療的ケア児在宅レスパイトサービス◆

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行うご家族の負担軽減を図るため、健康保険法の適用対象時間を超えて訪問看護をご利用される際の費用の一部を助成します。

### ■対象

今治市内の在宅の医療的ケア児で、医師の訪問看護指示書による訪問看護による医療的ケアを受けている方。

### ■利用者負担額

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆移動支援◆

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援をします。

### ■対象

今治市にお住まいで在宅の障がい者及び障がい児

ただし、身体障がい者及び身体障がい児は、次の項目のいずれかに該当する方です。

- ・全身性障がい者
- ・車椅子を常用する方

### ■利用者負担額

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。

#### ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆重度障がい者（児）タクシー利用助成◆

在宅の重度心身障がい者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部（基本料金）を助成します。

### ■対象

今治市内にお住まいの在宅の方で、以下に該当する障害者手帳の交付を受けている方です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級	1・2級	A	1・2級

※ただし、以下の方は対象外となります。

- 1 身体障害者福祉法に基づく障害者支援施設等入所者
- 2 知的障害者福祉法に基づく障害者支援施設等入所者
- 3 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム入所者
- 4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等入所者
- 5 生活保護法に基づく保護施設入所者



## ■内容

タクシー利用助成券をお渡しします。タクシー利用助成券は、乗車1回ごとに基本料金分が助成されます。年間24枚(回)です。(該当する年度の4月1日から3月31日までの期間)

※紛失等による再交付はありません。

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆安否確認サービス◆

ひとり暮らしで安否確認の必要な障がい者等に対し、定期的に電話等で安否確認や各種の相談に応じます。

## ■対象

今治市内にお住まいの、64歳以下の障がい者等で、定期的に安否の確認が必要な方

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆訪問入浴サービス◆

在宅の重度身体障がい者(児)や難病患者に対し、介助員が居宅を訪問し、浴槽車で入浴介護を行います。

## ■対象

今治市内にお住まいの、在宅の重度心身障がい者(児)や難病患者であって、次の項目に該当する方です。

- ・医師が入浴を認めた方
- ・現に障害福祉サービス(生活介護等)において、今治市障がい者訪問入浴サービス費支給要綱に定める事業の内容に相当するサービスを受けていない方
- ・介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、今治市障がい者訪問入浴サービス費支給要綱に定める事業の内容に相当するサービスを受けることができない方

## ■利用者負担額

自己負担は原則1割です。ただし、本人または世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されています。※生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び市民税非課税世帯の方は自己負担が無料です。

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または各支所住民サービス課

## ◆手話通訳者派遣◆

聴覚障がい者、音声または言語機能障がい者の方が、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。利用料は無料です。派遣を希望する方は登録が必要ですのでご連絡ください。

また、今治市役所障がい福祉課には、聴覚障がい者、音声または言語機能障がい者の方の市役所内の業務に関する仲介や情報提供、更生相談に応じるため、手話技術を修得した手話通訳者が常駐しています。

## ■派遣内容

通院、公的機関等の手続き、学校行事、研修・講習会参加、冠婚葬祭など

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または 今治市社会福祉協議会 電話：0898-34-3661 FAX：0898-34-3662

※市外への手話通訳者派遣については、まず本庁障がい福祉課へ



## ◆要約筆記者派遣◆

難聴などの聴覚に障がいのある方が、筆記通訳を必要とする場合に、要約筆記者を派遣します。利用料は無料です。派遣を希望する方は登録が必要ですのでご連絡ください。

## ■派遣内容

通院、公的機関等の手続き、学校行事、研修・講習会参加、冠婚葬祭など

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または NPO法人ファインサポート・パピエ 電話・FAX：0898-48-7722

※市外への要約筆記者派遣については、まず本庁障がい福祉課へ

## ◆点字・声の広報等発行◆

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳、音訳等により、市の広報、議会だよりを定期的に提供します。

## ■対象

今治市内にお住まいの視覚障がい者

## ■問い合わせ先

本庁障がい福祉課 または 今治市社会福祉協議会 電話：0898-22-6063



## ◆生活福祉資金貸付◆

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者（児）世帯、日常的に介護を要する高齢者のいる世帯に対し、自立自活のために必要な資金の貸付と相談・支援により安定した生活を営むための制度です。

※金融機関での融資、他の公的制度が優先となります。貸付に当たっては条件、審査があります。

## ■内容

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

## ■問い合わせ先

今治市社会福祉協議会 電話：0898-22-6063 FAX：0898-34-6915

## 権利擁護

### ◆福祉サービス利用援助事業◆

福祉サービスは、自らが福祉サービスを選択し、契約を結んで利用する仕組みになっています。判断能力に不安がある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすればサービスを利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。そのような方々ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるようお手伝いをする事業です。

## ■問い合わせ先

今治市社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業 電話：0898-22-1144 FAX：0898-22-8441

### ◆成年後見制度◆

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下している人のために援助してくれる人を家庭裁判所を選んでもらう制度です。これにより自分ひとりでは困難な不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約が安全に行えるようになります。

## ■申立先

申立ては本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所で行います。

○今治市（宮窪町の四阪島を除く）の場合は松山家庭裁判所今治支部

〒794-8508 愛媛県今治市常盤町4丁目5-3

電話：0898-23-0010 FAX：0898-32-0852

○今治市宮窪町の四阪島（宮窪町友浦の内、梶島、明神島、家島、美濃島、鼠島）は松山家庭裁判所西条支部

〒793-0023 愛媛県西条市明屋敷165

電話：0897-56-0650 FAX：0897-55-2529



## 相談窓口

### ●今治市発達支援センター

個別相談のほか、発達への不安がある皆さんのニーズに合わせて的確な支援が継続できるよう、関係機関との調整等を行います。

〒794-0033 今治市東門町5丁目840番4	電話：0898-22-2752 FAX：0898-22-2753	月～金 8:30～17:15(土・日・祝日 年末年始休業) 来所相談・電話相談・巡回相談 原則 予約制
-----------------------------	-------------------------------------	--

### ●今治市基幹相談支援センター

障がいのある方やご家族、関係機関の方々に、必要な支援や情報提供を行います。

〒794-0043 今治市南宝来町1丁目9番地8 〔今治市総合福祉センター(愛らんど今治)1階〕	電話：0898-22-6017 FAX：0898-22-8441	月～金 8:30～17:30 (土・日・祝日 年末年始休業)
--	-------------------------------------	-----------------------------------

### ●相談支援センター

各種福祉サービスの紹介や利用手続きの援助のほか、自立と社会参加のための様々な相談支援を行っています。

今治市障がい者生活支援センター (主に身体障がい)	〒794-0043 今治市南宝来町1丁目9番地8 〔今治市総合福祉センター(愛らんど今治)1階〕	電話：0898-23-1747 FAX：0898-22-8441	月～金 8:30～17:30 (土・日・祝日 年末年始休業)
今治福祉施設協会指定相談支援 事業所今ねっと (主に知的障がい)	〒794-0043 今治市南宝来町1丁目9番地8 〔今治市総合福祉センター(愛らんど今治)2階〕	電話：0898-23-4080 FAX：0898-22-9715	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日 年末年始休業)
今治市障害者地域活動支援センター ときめき (主に精神障がい)	〒794-0032 今治市天保山町2丁目2番地1	電話：0898-34-3081 FAX：0898-34-3082	9:00～18:00 (火・祝日 年末年始休業)

### ●就業・生活支援センター

就労に関する相談支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターあみ (就労についての相談)	〒794-0028 今治市北宝来町2丁目2番地12	電話：0898-34-8811 FAX：0898-34-8833	月～金 8:30～17:30 (土・日・祝日 年末年始休業)
---------------------------------	------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------

### ●相談員

障がいのある方やその家族の方の悩みや気持ちを真に理解して、より適切なアドバイスが行えるよう、同じ障がいのある方やその家族の方など熱意のある方が相談員になって、直接、相談支援活動を行っています。

氏名(敬称略)	住所	所属団体名	相談を受ける電話番号等
篠原 正彦	拝志9-11	今治市身体障がい者福祉会	0898-48-4385
門岡 通則	中日吉町2-3-32	今治市視覚障害者協会	0898-22-4830
青井 均	—	しまなみひうち聴覚障害者協会	サン・アビリティーズ今治まで お問い合わせください
野間 有造	—	今治肢体不自由児(者)父母の会	
上岡 哲典	東鳥生町	今治市内部障害者団体協議会	0898-33-2208
村上 哲宣	古国分2-8-58	来島家族の会	地域活動支援センター「ときめき」まで お問い合わせください
松浦 恵美子	古国分1-5-35		
渡邊 進	朝倉上甲794-1	今治市朝倉身体障がい者友愛会	0898-56-2434
越智 恵	玉川町鈍川戊427	今治市玉川町身体障害者福祉会	0898-55-3473
菊川 幸徳	波方町小部甲	今治市波方町身体障がい者友愛会	0898-52-7177
中村 満一	大西町九王1280-5	今治市大西町身体障がい者互助会	0898-53-2981

後藤 稔	上浦町井口 2318	今治市上浦町身体障害者福祉会	0897-87-3992
菅 さつき	大三島町宮浦 5575	今治市大三島町身体障害者互助会	0897-82-0074
矢野 信子	市民活動センター内(別宮町)	今治市手をつなぐ育成会	0898-24-0889
安永 素子	菊間町浜 612		0898-54-2239
山中 英樹	伯方町北浦甲 1501-2		0897-73-0327
檜 垣 正	桜井乙 32-361		0898-47-4389
中村 知子	玉川町小鴨部甲 184-7		0898-55-4360

●今治市障がい者団体連合会 障がい者相談窓口

今治市喜田村 2丁目 1番 10号 サン・アビリティーズ今治 午後1時30分から午後3時まで	電話：0898-48-3477 FAX：0898-47-3629
--	-------------------------------------

●その他の相談機関

愛媛県障がい福祉課 (障がい者福祉全般)	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	電話 089-941-2111(代)
愛媛県 福祉総合支援 センター	判定課 (旧中央児童相談所)	電話：089-922-5040 FAX：089-923-9234
	障がい者支援課 (旧知的障害者更生相談所)	〒790-0811 松山市本町7-2 電話：089-923-4471 FAX：089-923-9234
	身体障がい者支援グループ (旧身体障害者更生相談所)	電話：089-924-1216 FAX：089-911-2181
心と体の健康センター	〒790-0811 松山市本町7-2	電話：089-911-3880 FAX：089-923-8797
子ども療育センター	〒791-0212 東温市田窪2135	電話：089-955-5533 FAX：089-955-5546
発達障がい者支援センター 「あい♥ゆう」	〒791-0212 東温市田窪2135 子ども療育センター内	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547
愛媛県 医療的ケア児支援センター	〒791-0212 東温市田窪2135 子ども療育センター内	電話：089-997-7756 毎週水曜日 9:30~16:00
愛媛県身体障がい者福祉センター (更生相談, リハビリ, スポーツ)	〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11	電話：089-924-2101 FAX：089-923-3717
愛媛県視聴覚福祉センター (視覚・聴覚障がいに関すること)	〒790-0811 松山市本町6丁目11-5	電話：089-923-9093 FAX：089-923-9224
愛媛県障害者職業センター (職能, 相談ほか)	〒790-0808 松山市若草町7-2	電話：089-921-1213 FAX：089-921-1214
今治公共職業安定所(ハローワーク今治) (就労について)	〒794-0043 今治市南宝来町2-1-6	電話：0898-32-5020 FAX：0898-33-3593
今治市社会福祉協議会 子育て支援事業ボランティアセンター (発達障がい者(児)について)	〒794-0043 今治市南宝来町1-9-8	電話：0898-22-6063 FAX：0898-34-6915
今治年金事務所 (健康保険・厚生年金について)	〒794-8515 今治市別宮町6-4-5	電話：0898-32-6141 FAX：0898-32-3519
苦情解決 救ピット委員会 (福祉サービスの苦情相談)	〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内	電話：089-998-3477 FAX：089-921-8939



○身体障害者障害程度等級表

等級		1級	2級	3級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの</li> <li>2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの</li> <li>4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）</li> <li>2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声話を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>2 両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>2 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4 一上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>3 一上肢の機能の著しい障害</li> <li>4 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>
	下肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの</li> <li>2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>3 一下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>

4級	5級	6級	7級
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）</li> <li>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</li> <li>3 両眼開放視認点数が70点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</li> <li>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</li> <li>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</li> <li>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>	<p>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）</li> <li>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）</li> <li>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</li> </ol>	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢のおや指を欠くもの</li> <li>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</li> <li>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</li> <li>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</li> <li>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</li> <li>3 一上肢のおや指を欠くもの</li> <li>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</li> <li>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一上肢の機能の軽度の障害</li> <li>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</li> <li>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4 一下肢の機能の著しい障害</li> <li>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</li> <li>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</li> <li>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</li> <li>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>2 一下肢の機能の軽度の障害</li> <li>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>4 一下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</li> </ol>

○身体障害者障害程度等級表

等級		1級	2級	3級	
肢体不自由	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
- 8 7級については、単独での手帳の交付は受けられません。

4級	5級	6級	7級
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性膀胱炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クローウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クローンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靭帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎



令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靭帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌステんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	ステューヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マガニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症ステル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鯉耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
144	自己食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳髄黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	パージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H 19 関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャーシ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張性心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎/多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンコニ貧血	353	薬剤性過敏症症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスムッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレファナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ベーチェット病	368	ルピンシュタイン・テイピ症候群
319	ベスレムミオパシー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパシー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性膵炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリポタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<https://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照ください。

